令和８年（フ）第３０７号
神奈川県足柄上郡大井町金子643番地１　アールヴヘイム201
破産者　山本　　元
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第３０８号
神奈川県厚木市妻田北３丁目８番12号　フォンテーヌＡ202
破産者　村上　那菜
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９３号
新潟県五泉市村松1251番地１　アビタシオンＥ号棟201号室
破産者　松尾　正子
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７６号
静岡市清水区押切1210番地の２　押切西団地Ａ棟203、旧住所静岡市駿河区小鹿367番地の８　ドゥブログニク202号
破産者　池田　清春
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１６８号
鳥取県鳥取市浜坂３丁目６番44号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂６丁目13番８号
破産者　小野　早紀
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第１４４号
山口市吉田3083番地　県営住宅平川団地Ｃ５棟106号
破産者　中野　美穂（旧姓伊藤）
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第６１号
山口県防府市開出西町８番２号　アージュＢ棟103
破産者　河村　和博
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２９号
香川県観音寺市木之郷町1019番地
破産者　神原　真美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和７年（フ）第３０号
香川県観音寺市木之郷町1019番地
破産者　神原千枝美
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第５４８号
北九州市小倉北区都２丁目12番30号（ハイツ到津の森102号室）、前住所宮崎市清武町木原442番地11　フォーブル楓102号
破産者　千脇　諒太
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２４号
熊本県山鹿市方保田2963番地　アルカンシエルＣ201、前住所愛知県豊橋市神ノ輪町36番地　アンシャンテ神ノ輪Ｂ302
破産者　田中　伶治
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第１４号
熊本県八代市葭牟田町189番地（Ａ―201）プリムヴェール
破産者　川元　希生
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第２８０号
鹿児島市荒田２丁目51番５号　ロイヤルシティ荒田506号
破産者　峰山　　圭
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１６号
沖縄県宮古島市城辺字友利446番地　あぐりハウス502
破産者　下田　紗妃
１　決定年月日　令和８年10月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和７年（フ）第５１２号
沖縄県那覇市首里寒川町２丁目13番地　カーサ・パシフィカ首里寒川２―Ｂ、住民票上の前住所沖縄県浦添市内間五丁目８番14―201号　ＣＵＲＩＯＳＩＴＹ
破産者　玉城　貴史
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８４号
沖縄県那覇市長田２丁目35番８―104号　レオパレスエムズ、住民票上の前住所沖縄県那覇市字安次嶺６番地18　オンワード高良Ⅰ502
破産者　宮里　亮慶
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市字栄原５丁目12番35号
破産者　池田　重子
１　決定年月日　令和８年10月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部